

教育職員免許状授与証明書の請求手続きについて

滋賀県教育委員会が授与した教育職員免許状については、授与証明書を交付することができます。(証明書が発行できるのは、滋賀県教育委員会が授与・交付した免許状に限ります。)授与証明書を請求する場合の手続きは、次のとおり行ってください。

なお、免許状番号、授与年月日等の電話照会には応じられません。免許状番号等を確認されたい場合は、授与証明書の請求をしてください。

1. 「教育職員免許状授与証明願」(様式第 20 号)に必要な事項を記入のうえ、84円切手(2～3通希望の場合は94円切手、4～8通希望の場合は 140 円切手を貼った返送用封筒(定型)とともに下記あてご送付ください。その際、封筒の表書きには『免許状授与証明願在中』と朱書きしてください。

さらに速達希望の場合は速達料金分290円の切手も貼って送付してください。

2. 手数料は証明書1通につき530円(※令和元年 10 月 1 日に手数料を改定しましたのでご注意ください。)です。申請用紙に530円分の滋賀県収入証紙を貼り付けて提出してください。複数の免許状の証明書を希望する場合は、それぞれ手数料がかかります。

証紙は滋賀銀行本店・県内支店出張所、滋賀県会計管理局管理課、滋賀県各合同庁舎会計管理局会計課または平和堂一部店舗で購入することができます。県外の方で購入できない場合は、郵便為替もしくは現金書留でお送りください。(過不足がある場合や郵便切手で送付された場合は受け付けません。)

3. 免許状番号、授与年月日等が不明の場合は、メモ書きに次の事項を書いて同封してください。

- ・免許状申請時の本籍地、氏名
- ・免許状を取得した出身大学・学部、卒業年月日
- ・免許状が授与されたと思われる年月日

4. 証明書の発行には通常1週間程度(郵送にかかる日数を除く)かかります。余裕を持って請求するようにしてください。なお、原則として即日交付は行っておりません。

※注意事項

(1) 免許状取得後、氏名および本籍地に変更が生じ、書換の手続きを行っていない場合には、免許状取得時の内容での証明となります。

(2)「授与の根拠規定」は免許状の表面に記載されている条文を記入してください。

<例> 教育職員免許法別表第一

送付先 〒520-8577(住所記載不要)

滋賀県教育委員会事務局 教職員課 服務・免許係